

第15回（平成17年度）
近畿大学医学会奨励賞募集要項

平成17年4月1日

近畿大学医学会

会長 大柳 治 正

記

1. 近畿大学医学会は、医学分野における学術研究の進歩発展と奨励のために、顕著な研究業績を挙げた本会会員に対して「近畿大学医学会賞」を制定し、すでに第6回（平成8年度）本賞を贈呈してきました。
2. 平成9年度から近畿大学医学会賞が別途に設定されたのを機に、従前の近畿大学医学会賞を「近畿大学医学会奨励賞」（以下本賞）と名称を変更しました。
3. このたび第15回（平成17年度）本賞の募集をいたします。下記の「近畿大学医学会奨励賞に関する規約」に従って、自薦、他薦を問わず、ふるって応募して下さい。
4. 応募論文は平成16年度（平成16年1月～12月）の近畿大学医学雑誌（29巻1，2，3，4号）、または Acta Medica Kinki University（29巻1，2号）に掲載されたものに限り、
5. 応募に際しては次の書類を必要とします。（必要書類は学務課にあります）
 - イ. 論文審査願（様式1）…………… 1部
 - ロ. 論文内容要旨（様式2）…………… 1部
 - ハ. 履歴書（様式3）…………… 1部
 - ニ. 応募論文別刷…………… 7部
 - ホ. 共著者の応募に対する同意書（様式4）…………… 1部
 - ヘ. 推薦書（他薦の場合のみ）…………… 1部
6. 応募者は以上の関係書類を平成17年10月17日（月）までに学務課へ提出して下さい。（必着）

近畿大学医学会奨励賞に関する規約

- 第1条 近畿大学医学会は会則第3条第4項に該当する事業として医学会奨励賞（以下本賞）を制定する。
- 第2条 本賞は医学分野における学術研究の進歩発展と奨励のために、顕著な研究業績を挙げた本会会員に対して贈るものとする。
- 第3条 本賞の受賞業績の範囲、受賞候補者の資格、推薦について次のように定める。
1. 受賞業績は個人または共同研究による論文を対象とする。但し、論文の筆頭者を対象とする。
 2. 応募論文は前年度に刊行された近畿大学医学雑誌あるいは Acta Medica Kinki University のいずれかに掲載されたものに限る。
 3. 応募は自薦、他薦を問わない。募集要項は近畿大学医学雑誌の各巻第1号に公示する。
 4. 受賞資格者は45歳未満（前年12月31日現在）の本会会員とする。但し、本学教授、助教授およびそれに準ずるものを除く。
- 第4条 本賞の審査は本賞選考委員会が行う。会長が委員長となり委員若干名を評議員の中から指名する。本賞選考委員会は、選考結果を毎年11月5日までに公表する。
- 第5条 近畿大学医学会は学術講演会（秋季）で本賞を贈り、顕彰する。受賞者は同学術講演会において記念講演を行う。
- 第6条 この規約の変更は評議員会において決議し、総会において報告する。
- 付記 この規約は平成9年9月19日から施行する。